

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行個）諮問第55号）

答申日：平成30年3月12日（平成29年度（行個）答申第211号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人が特定事業場に雇用され、就労中に発症した精神障害にかかる休業補償給付支給請求について、平成27年特定月日付で特定労働基準監督署がした不支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書、収集資料等）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月1日付け大個開第27-343号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 不開示とされた資料について

不開示とされた文書の中には、事業場報告書（開示部分に含まれる平成27年特定月日付「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」添付資料No. 7）第5項「会社としての意見」、事業場提出の意見書外（同No. 8）の大部分、その他事業場提出資料（同No. 13）の大部分、KY活動記録（同No. 31）、作業班別表（同No. 32）、ARS時刻追記のKY活動記録（同No. 34）、「カラス作業、ARS、当署転記分」（同No. 35）、就業規則（同No. 36）が含まれている。

###### イ 資料No. 7, 8, 13について

(ア) 事業場報告書（資料No. 7）及び事業場提出の意見書（同No. 13）は開示請求者の使用者が自ら特定労働基準監督署に提出した開示請求者の精神障害発症にかかる業務上外の判断についての開示請求者の使用者の意見であって、開示請求者以外の個人に関する情報ではないが、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されており、その部分に限れば、法14条2号に該当する可能性はある。しかし、その部分のみをマスキングし、それ以外の部分を開示することも可能であり、事業場報告書・第5項「会社としての意見」のすべて、事業場提出の意見書外の大部分を不開示とすることは違法である。

(イ) また、事業場報告書及び事業場提出の意見書は、開示請求者の使用者が開示請求者の精神障害発症にかかる業務上外の判断について意見を述べたものにすぎず、開示することにより法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていないことは明らかであり、法14条3号イにも該当しない。

仮に開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているとしても、その部分のみをマスキングし、それ以外の部分を開示することも可能であり、事業場報告書・第5項「会社としての意見」のすべて、事業場提出の意見書外の大部分を不開示とすることは違法である。

(ウ) さらに、事業場報告書及び事業場提出の意見書は、開示請求者の使用者が自ら特定労働基準監督署に提出した開示請求者の使用者の意見であって、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容ではなく、労働基準行政機関が行う事務に関する情報ではないことは明らかであり、法14条7号柱書きにも該当しない。

(エ) 審査請求人代理人は、これまでも同種の保有個人情報開示手続きに何度も関与してきたが、事業場報告書は「会社としての意見」の部分も含めて開示されており、事業場報告書・第5項「会社としての意見」及びこれと同趣旨の事業場提出の意見書外の大部分が不開示とされたことは極めて不可解である。

同様に、不開示とされたその他事業場提出資料（同No. 13）の大部分にも、法14条2号、3号イ、7号柱書きのいずれにも該当しない部分が含まれている可能性が高く、それらを網羅的に不開示とすることは違法である。

ウ 資料No. 31, 32, 34について

(ア) KY活動記録（資料No. 31）は、毎日の軌道工事の作業にあたっての安全上の注意事項や作業の開始・終了時刻等が記載された記録で、作業に参加した作業員らが署名している。作業班別表（同

№. 32) は、毎日の各作業班の構成を指定したシフト表である。ARSは、軌道工事の作業の場所・内容、作業員の人数、軌道上への侵入・退出時刻等が記載された記録であり、ARS時刻追記のKY活動記録(同№. 34)は、審査請求人が発症した精神障害の業務起因性の判断のための調査において、審査請求人の使用者がARSに記載された時刻を上記KY活動記録上に転記したうえで、特定労働基準監督署に提出したものである。

上記各文書は、軌道工事の作業の記録であって、開示請求者以外の個人に関する情報ではないが、作業員らの氏名が記載され、あるいは作業員らが署名しており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていて、その部分に限れば、法14条2号に該当する可能性はある。しかし、その部分をマスキングし、たとえば審査請求人の氏名、作業の開始・終了時刻、軌道上への侵入・退出の時刻、審査請求人が配属された作業班の名称等のみを開示することも可能であり、上記各文書のすべてを不開示とすることは違法である。

(イ) また、上記各文書は、軌道工事の安全管理のために作成されている文書であり、開示することにより法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていないことは明らかであり、法14条3号イにも該当しない。

仮に開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているとしても、その部分をマスキングし、たとえば審査請求人の氏名、作業の開始・終了時刻、軌道上への侵入・退出の時刻、審査請求人が配属された作業班の名称等のみを開示することも可能であり、上記文書のすべてを不開示とすることは違法である。

(ウ) さらに、上記各文書は、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容ではなく、労働基準行政機関が行う事務に関する情報でないことは明らかであり、法14条7号柱書きにも該当しない。

#### エ 資料№. 35について

(ア) 「カラス作業, ARS, 当署転記分」(同№. 35)は、あくまで開示請求者の精神障害発症にかかる業務上外の判断に供するため、開示請求者の使用者等から開示されたARS等の資料の中から開示請求者が従事していた作業の実施日時に関する情報のみを機械的に転記したものにはすぎないものと思われ、開示請求者以外の個人に関する情報であるということとはできず、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されているとも考えられない。したがって、上記文書は法14条2号には該当しない。

仮に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されているとしても、その部分のみをマスキングすることも可能である。したがって、上記文書のすべてを不開示とすることは、違法である。

(イ) また、上記文書は、開示請求者の使用者等から開示された資料の中から時間等の単純な情報のみを機械的に転記したものにすぎないものと思われ、これを開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていないことは明らかであり、法14条3号イにも該当しない。

(ウ) さらに、上記文書は、開示請求者の使用者等から開示された資料の中から時間等の単純な情報のみを機械的に転記したものにすぎないものと思われ、開示請求者以外の者から聴取・確認した内容とはいえ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報でないことは明らかであり、法14条7号柱書きにも該当しない。

#### オ 資料No. 36について

(ア) 就業規則(資料No. 36)は、開示請求者以外の個人に関する情報でもなければ、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる部分が記載されていることもないから法14条2号には該当しない。

(イ) また、就業規則は、労働基準法上、これを作成し、労働基準監督署に届け出、従業員に周知することが義務づけられた文書であって、これを開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていないことは明らかであり、法14条3号イにも該当しない。

(ウ) さらに、就業規則は、労働基準行政機関が行う事務に関する情報でないことは明らかであり、法14条7号柱書きにも該当しない。

(エ) 審査請求人代理人は、これまでも同種の保有個人情報開示手続きに何度も関与してきたが、開示請求者が就労していた会社の就業規則が不開示とされたことは一度もなく、不可解な決定に不信の念を禁じ得ない。

#### カ 結論

したがって、少なくとも、上記の各資料を不開示としたことは違法である。

#### (2) 意見書

審査請求人の意見は、審査請求書において審査請求の理由として述べたとおりであるが、諮問庁の理由説明書を踏まえ、下記のとおり、文書番号12の①、33、34、36、37について審査請求人の意見を補足する。

ア 文書番号12の①について

諮問庁は、文書番号12（事業場提出の意見書外）の①について、「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めたうえで得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。」という理由で法14条7号柱書きに該当すると述べる。

しかし、事業場提出の意見書は、労働者災害補償保険法施行規則23条の2に基づいて事業場が自ら意見を述べたものであって、労働基準監督署からの調査への協力要請に基づいて得られたものではないと考えられることから、上記の理由説明は失当である。

イ 文書番号33, 34, 36, 37について

(ア) 法14条3号イ該当性について

諮問庁は、文書番号33（KY活動記録）、34（作業班別表）、36（ARS時刻追記のKY活動記録）、37（カラス作業、ARS、当署転記分）について、「特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」という理由で、法14条3号イに該当すると述べる。

しかし、審査請求書でも述べたとおり、仮に上記各文書に、当該事業場が一般に公にしていない内部情報が含まれているとしても、その情報は、当該事業場において就労していた労災請求人（審査請求人）にとっては既知の情報であって、その情報が公開されることによって、労災請求人（審査請求人）等が改めて当該内容に不満を抱き、当該事業場に対して不当な干渉に及ぶということは考えられない（そのような行為に及ぶのであれば既に及んでいる）。

また、審査請求書で述べたとおり、仮に開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されているとしても、その部分をマスキングし、たとえば労災請求人（審査請求人）の氏名、作業の開始・終了時刻、軌道上への侵入・退出の時刻、労災請求人（審査請求人）が配属された作業班の名称等のみを開示するのであれば、それらは評価・判断を含まない客観的な情報にすぎないから、当該内容に不満を抱い

た労災請求人から不当な干渉を受けることはあり得ない。特に、文書番号37は、事業場から提出されたARS等の資料の中から労災請求人（審査請求人）が従事していた作業の実施日時に関する情報のみを機械的に転記したものにすぎないものと考えられるから、上記の理は一層妥当する。業務上災害に関する労働基準監督署の現地調査復命書の開示の要否が問題となった札幌地裁平成22年7月26日判決も、労働基準監督署の調査によって収集された医師の意見書を不開示とした処分について、結論的には当該意見書の法14条3号イ該当性を認めたものの、その理由中において、「医師としての評価・判断を含まない客観的な検査結果等は格別、医師としての専門的知見に基づく評価・判断を含む意見が開示されれば、開示を受けた者が・・・誹謗や中傷を行ったりすることも十分に考え得る」として、意見書の客観的な情報については、誹謗や中傷の可能性を否定的にみている。

したがって、上記各文書が法14条3号イに該当するとする諮問庁の理由説明は誤っている。

#### (イ) 法14条7号柱書き該当性について

諮問庁は、上記各文書について、「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めたうえで得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。」という理由で、法14条7号柱書きに該当すると述べる。

しかし、労働基準監督署が労災請求人（審査請求人）の精神障害にかかる業務上外の判断のための調査にあたって必要とした情報は、上記各文書に記載された、労災請求人（審査請求人）の氏名、作業の開始・終了時刻、軌道上への侵入・退出の時刻、労災請求人（審査請求人）が配属された作業班の名称等のみだったのであり、その部分のみを開示するのであれば、労働基準監督署が事業場に協力を要請した趣旨に反するものではないから、情報を提供した事業場や関係者の信頼を損なうこともなく、公正で的確な労災認定を実施していくうえで必要な事実関係を把握することを困難にするものではない。むしろ、かかる情報を開示することは、そうした情報の正確性を担保し、ひいては公正で的確な労災認定を実施することに資するとさえ言える。

また、仮に事業場に協力を求めて得られた情報を開示することに

よって、事業場等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなったとしても、労働基準監督署は、事業主に対して、労災保険の施行に関し必要な報告、文書の提出または出頭を命じることができる（労働者災害補償保険法46条）のであり、かかる権限は事業主が命令に従わなかった場合には罰則（同法51条1号）の適用が認められる強力な権限であるから、公正で的確な労災認定を実施するうえで必要な事実関係を把握することを困難にするものではない。

したがって、上記各文書が法14条7号柱書きに該当するとする諮問庁の説明は誤っている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年9月30日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者が所属事業場に雇用され、就労中に発症した精神障害にかかる休業補償給付支給請求について、平成27年特定月日付で特定労働基準監督署がした不支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書、収集資料等）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成27年12月1日付け大個開第27-343号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、同月22日付け（同月24日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、下記(3)ウについては、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、本件に限り、開示を維持することとする。

##### (3) 理由

##### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が所属事業場に雇用され、就労中に発症した精神障害にかかる休業補償給付支給請求について、平成27年特定月日付で特定労働基準監督署がした不支給決定に関する

資料の一切である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 3の①, 4の①, 5, 12の②, 13, 15の④, 16の②, 17の①, 18の①, 19の①, 20の①, 24の①, 25の①, 26の②, 27の①及び28の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2, 3の②, 15の③, 16の③, 17の②, 18の②, 19の②, 20の②, 21, 22, 23, 24の②, 25の②, 27の②及び28の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人等から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号11の①, 15の①, 16の①及び26の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号4の②, 11の②, 12の①, 15の②, 15の③, 33, 34, 35, 36及び37の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。

そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を



受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号の2、3の②、15の③、16の③、17の②、18の②、19の②、20の②、21、22、23、24の②、25の②、27の②及び28の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、11の②、12の①、15の②、15の③、33、34、35、36及び37の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示するこ

とにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 本来不開示とする部分について

文書番号18の聴取者氏名については、請求者以外の個人に関する情報であり、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、本来は不開示とすべき情報である。

しかしながら、当該部分については、処分庁における誤った判断により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、本件に限り、開示を維持するものとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年3月18日付け厚生労働省発基0318第4号により諮問した平成28年（行個）諮問第55号に係る諮問庁理由説明書につき、以下のとおり補充して説明するとともに、同理由説明書別表について修正等を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書において、文書番号16の②、17の①及び28の①については、法第14条2号の不開示情報に該当する旨説明したところであるが、当該部分のうち、「件名」欄の不開示部分については、文書番号16の③、17の②及び28の②と同様、請求者以外の特定個人から聴取した内容等であり、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、こ

これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書の別表について以下のとおり修正し、併せて誤謬があった部分についても追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）。

（別表省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年11月10日 審議
- ⑤ 平成29年9月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年3月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が特定事業場に雇用され、就労中に発症した精神障害にかかる休業補償給付支給請求について、平成27年特定月日付で特定労働基準監督署がした不支給決定に関する資料の一切（給付請求書、調査復命書、収集資料等）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号38に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1、通番7及び通番37について

当該部分は、医師の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別す

ることができるものに該当するが、諮問庁が新たに開示するとするもの同一の印影と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番2について

当該部分は、一般的な呼称であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当せず、また、同号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当すると認められない。さらに、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10について

当該部分は、原処分において開示されている内容から推認できる情報であると認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番3について

当該部分は、地方労災医員の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 5, 通番 11, 通番 12, 通番 16, 通番 18, 通番 20, 通番 22, 通番 24, 通番 26, 通番 31, 通番 33, 通番 36 及び通番 39 について

通番 5 は, 被聴取者の肩書きであり, 通番 11 は, 講習受講者の氏名であり, 通番 12 及び通番 16 は, 組織図等に記載された審査請求人以外の氏名であり, 通番 18, 通番 20, 通番 22, 通番 24, 通番 26, 通番 31, 通番 33 及び通番 39 は, 特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の氏名, 役職, 住所, 生年月日, 年齢, 聴取年月日, 所属する事業所名, 電話番号等であり, 通番 36 は, 健康保険関係団体の担当者の姓である。

当該部分は, 被聴取者等ごとに一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また, 当該部分は, 個人識別部分であることから, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

(ア) 通番 8, 通番 13 及び通番 35 について

通番 8 及び通番 13 は, 特定事業場の印影であり, 通番 35 は, 健康保険関係団体の印影である。当該印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして, それにふさわしい形状のものであると認められ, これを開示すると, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 17 について

当該部分は, 特定労働基準監督署が聴取した特定事業場以外の事業場の名称であり, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められず, これを開示すると, 取引関係や人材確保の面等において, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 2 及び通番 4 について

a 通番2の4頁, 5頁及び7頁ないし19頁「調査結果」欄のうち特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の個人の職氏名の記載部分は, 被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

b 通番2の28頁の不開示部分は, 「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄及び「事業場以外における当該労働者との相関図(家族・友人等)」欄であり, 特定事業場等の関係者の氏名や間柄が記載されており, かつ, 聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び間柄並びに聴取実施者であることを示す○印の有無は, 一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず, 当該部分は一体として個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

c 通番2の22頁ないし26頁及び通番4の聴取者を表す記号は, 法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが, これを開示すると, 職場の関係者等にとって, 個人を特定する手掛かりとなり得るものであり, 聴取されたことは被聴取者にとって一般的に他人に知られたくない情報であることから, 審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し, 同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

d その余の部分は, 審査請求人以外の個人から聴取した内容であ

り、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番19, 通番21, 通番23, 通番25, 通番27ないし通番30, 通番32, 通番34, 通番38及び通番40について

a 通番21, 通番23, 通番25, 通番27, 通番32及び通番34の被聴取者の署名及び印影並びに通番28, 通番29及び通番30の報告者の肩書き, 氏名, 印影, 生年月日, 住所及び電話番号は、被聴取者等ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分は、特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の個人から聴取した内容及び審査請求人の主治医の判断内容であり、上記(ア)dと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番6及び通番9について

通番6は、特定労働基準監督署が聴取した特定事業場以外の事業場の名称であり、通番9は、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であり、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10及び通番14について

a 通番10のうち2頁ないし60頁及び通番14のうち8頁を除

く部分は、審査請求人の休業補償給付支給請求に関する特定事業場の意見及び提出資料であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であり、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### （ウ）通番41ないし通番45について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、上記（イ）aと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番15は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の内部資料であり、上記エ（イ）aと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、大阪労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされている。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、



当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報該当性 (法14条)			5 開示すべき部分
文書番号	文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	休業補償給付支給請求書①	1	1頁及び6頁医師印影部分	○			全て
2	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	2	<p>3頁「その他」欄1行目28文字目ないし33文字目、35文字目ないし39文字目及び3行目12文字目ないし4行目10文字目</p> <p>4頁調査結果欄のうち、32行目ないし36行目の記載を除く部分</p> <p>5頁及び7頁ないし19頁の調査結果欄全て</p> <p>19頁「個体側要因の有無及びその内容」欄3行目31文字目ないし43文字目及び4行目12文字目ないし55文字目</p> <p>20頁「主治医・産業医等の意見」欄の21行目36文字目ないし25行目最終文字</p> <p>22頁ないし26頁の「専門医の意見」欄のうち、特定個人を表すアルファベットの記載及び特定個人の属性を表す不開示部分(特定個人「A」に係る記載を除く。)</p>	○		○	<p>3頁「その他」欄1行目28文字目ないし33文字目及び3行目12文字目ないし38文字目</p> <p>19頁「個体側要因の有無及びその内容」欄3行目31文字目ないし38文字目及び4行目12文字目ないし18</p>

		<p>2 2 頁「専門医の意見」欄 2 8 行目 4 1 文字目ないし 3 2 行目 1 5 文字目, 5 5 行目 2 7 文字目ないし 5 8 行目 3 2 文字目, 5 9 行目 2 7 文字目 ないし 6 3 行目 1 6 文字目及 び 6 4 行目 2 7 文字目ないし 2 3 頁 4 行目 4 0 文字目</p> <p>2 3 頁 6 行目 3 1 文字目ない し 1 0 行目 3 6 文字目, 1 1 行目 2 7 文字目ないし 1 3 行 目 3 6 文字目, 1 4 行目 2 7 文字目ないし 1 8 行目 3 3 文 字目, 2 1 行目 1 1 文字目な いし 3 8 文字目, 2 3 行目 1 1 文字目ないし 2 6 行目 1 8 文字目, 2 7 行目 1 1 文字目 ないし 3 3 文字目, 5 4 行目 1 1 文字目ないし 5 8 行目 1 8 文字目, 5 9 行目 1 1 文字 目ないし 6 0 行目 5 文字目及 び 6 1 行目 1 1 文字目ないし 6 4 行目 8 文字目</p> <p>2 4 頁 4 8 行目 2 3 文字目な いし 4 9 行目 4 2 文字目, 5 1 行目 1 1 文字目ないし 5 5 行目 9 文字目, 5 6 行目 1 1 文字目ないし 6 7 行目 1 3 文 字目及び 6 8 行目 1 1 文字目 ないし 2 5 頁 1 0 行目 1 8 文 字目</p> <p>2 5 頁 1 1 行目 1 1 文字目な いし 1 8 行目 2 3 文字目, 1 9 行目 1 1 文字目ないし 2 6 行目 1 8 文字目, 2 7 行目 2 3 文字目ないし 3 1 行目 5 文 字目, 3 2 行目 1 1 文字目な</p>			文字目
--	--	---	--	--	-----

			いし 3 4 行目 2 5 文字目, 3 5 行目 1 1 文字目ないし 4 2 行目 2 6 文字目, 4 3 行目 1 1 文字目ないし 4 6 行目 3 文字目, 4 7 行目 2 3 文字目ないし 4 9 行目 1 9 文字目, 5 0 行目 1 1 文字目ないし 5 2 行目 3 5 文字目, 5 3 行目 1 1 文字目ないし 5 7 行目 4 1 文字目, 5 9 行目 1 1 文字目ないし 6 5 行目 3 5 文字目及び 6 6 行目 1 1 文字目ないし 2 6 頁 3 行目 3 0 文字目 2 6 頁 4 行目 1 1 文字目ないし 6 行目 4 1 文字目及び 3 7 行目 1 8 文字目ないし 3 8 行目 1 6 文字目 2 8 頁の不開示部分全て			
3	意見書①	3	① 1 頁署名部分	○		なし
		4	② 2 頁ないし 1 1 頁のうち, 特定個人を表すアルファベットの記載に係る不開示部分 (特定個人「A」の記載を除く。) 2 頁 1 8 行目 3 6 文字目ないし 2 2 行目 3 3 文字目 3 頁 1 3 行目 2 7 文字目ないし 1 7 行目 1 2 文字目, 1 8 行目 2 7 文字目ないし 2 2 行目最終文字, 2 4 行目 2 7 文字目ないし 3 3 行目 6 文字目及び 3 4 行目 3 1 文字目ないし 4 頁 2 行目 2 2 文字目 4 頁 3 行目 2 7 文字目ないし 6 行目 1 0 文字目, 7 行目 2 7 文字目ないし 1 2 行目 1 7 文字目, 1 6 行目 1 1 文字目	○		○ なし

		<p>ないし最終文字， 1 8 行目 1  1 文字目ないし 2 1 行目 3 5  文字目及び 2 3 行目 1 1 文字  目ないし 3 3 文字目</p> <p>5 頁 1 7 行目 1 1 文字目ない  し 2 2 行目 5 文字目， 2 3 行  目 1 1 文字目ないし 2 4 行目  1 0 文字目及び 2 5 行目 1 1  文字目ないし 2 8 行目 2 5 文  字目</p> <p>7 頁 1 3 行目 2 3 文字目ない  し 1 5 行目 1 1 文字目， 1 6  行目 1 1 文字目ないし 2 0 行  目 3 2 文字目， 2 2 行目 1 1  文字目ないし 3 4 行目最終文  字及び 3 6 行目 1 1 文字目な  いし 8 頁 1 2 行目 5 文字目</p> <p>8 頁 1 3 行目 1 1 文字目ない  し 2 1 行目 2 4 文字目， 2 2  行目 1 1 文字目ないし 3 0 行  目 1 9 文字目， 3 1 行目 2 3  文字目ないし 3 5 行目 2 8 文  字目及び 3 6 行目 1 1 文字目  ないし 9 頁 1 行目 3 6 文字目</p> <p>9 頁 3 行目 1 1 文字目ないし  1 1 行目 1 6 文字目， 1 2 行  目 1 1 文字目ないし 1 5 行目  1 4 文字目， 1 6 行目 2 3 文  字目ないし 2 2 行目 1 0 文字  目， 2 3 行目 1 1 文字目ない  し 2 8 行目 2 8 文字目及び 2  9 行目 1 1 文字目ないし 3 6  行目 3 3 文字目</p> <p>1 0 頁 1 行目 1 1 文字目ない  し 9 行目 3 5 文字目及び 1 1  行目 1 1 文字目ないし 1 4 行  目 1 6 文字目</p>				
--	--	--	--	--	--	--

			1 1 頁 1 2 行目 1 8 文字目ないし 1 3 行目 2 1 文字目				
4	添付資料 一覧	5	① 1 頁の不開示部分のうち②を除く部分全て	○			なし
		6	② 1 頁 1 5 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目		○	○	なし
5	休業補償 給付支給 請求書②	7	2 頁及び 6 頁医師の印影部分	○			全て
6	申立書	—	なし	—	—	—	—
7	請求人代 理人弁護 士意見書	—	なし	—	—	—	—
8	請求人手 帳	—	なし	—	—	—	—
9	被保険者 記録照会 回答票 外, 代理 人提出資 料	—	なし	—	—	—	—
1 0	請求人に 対する聴 取書・電 話聴取書	—	なし	—	—	—	—
1 1	事業場報 告書	8	① 2 頁事業場印影部分		○		なし
		9	② 労働者数の記載部分		○	○	なし
1 2	事業場提 出の意見 書外	1 0	① 2 頁ないし 6 0 頁の不開示部分全て（2 頁 1 行目及び 3 行目を除く。）及び 6 1 頁ないし 6 3 頁の「6. 受講料」の（3）下の手書き部分のうち、受講者の人数に係る記載部分（項番を含む。）		○	○	2 頁 4 行目ないし 6 行目
		1 1	② 6 1 頁ないし 6 3 頁の第三者個人氏名部分	○			なし
1	組織図	1	不開示部分全て	○			なし

3		2					
1 4	労働者名簿及び健康診断成績表	—	なし	—	—	—	—
1 5	その他事業場提出資料	1 3	① 5 頁及び 7 頁の事業場印影		○		なし
		1 4	② 8 頁の不開示部分（④に掲げる部分を除く。）、4 3 頁及び 4 4 頁の不開示部分、4 6 頁ないし 5 0 頁の不開示部分、6 4 頁ないし 7 7 頁の不開示部分、8 1 頁及び 8 2 頁の不開示部分		○	○	なし
		1 5	③ 9 頁ないし 4 2 頁の不開示部分（2 1 頁を除く。）、5 1 頁ないし 6 3 頁の不開示部分（5 2 頁を除く。）及び 7 8 頁ないし 8 0 頁の不開示部分	○	○	○	なし
		1 6	④ 8 頁の個人氏名に係る不開示部分	○			なし
1 6	電話聴取書①	1 7	① 1 頁不開示部分		○		なし
		1 8	② 2 頁「受信年月日」欄、「職名・氏名」欄及び「電話番号」欄の不開示部分	○			なし
		1 9	③ 2 頁「件名欄」の不開示部分及び聴取内容のうち、2 行目ないし最終行	○		○	なし
1 7	聴取書・電話聴取書	2 0	① 1 頁不開示部分 2 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字、3 行目 3 文字目ないし最終文字、4 行目 3 文字目ないし最終文字、5 行目 7 文字目、8 文字目、1 0 文字目、1 2 文字目、1 3 文字	○			なし

			目, 16文字目及び17文字目並びに6行目3文字目, 4文字目, 6文字目及び8文字目 21頁「発信年月日」欄, 「事業所・病院等」欄, 「職・氏名」欄及び「電話番号」欄の不開示部分 22頁「発信年月日」欄, 「事業所・病院等」欄, 「職・氏名」欄及び「電話番号」欄(原処分では開示)の不開示部分				
		2 1	②2頁8行目ないし20頁7行目の不開示部分(項番を除く。) 21頁「件名」欄の不開示部分及び聴取内容の記載のうち, 3行目ないし最終行 22頁聴取内容の記載のうち, 3行目ないし最終行	○		○	なし
1 8	聴取書①	2 2	①1頁不開示部分 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目及び18文字目並びに6行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目及び9文字目	○			なし
		2 3	②2頁8行目ないし10頁13行目(項番を除く。)	○		○	なし
1 9	聴取書②	2 4	①1頁不開示部分 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目	○			なし



			ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 12 文字目， 13 文字目， 16 文字目及び 17 文字目並びに 6 行目 3 文字目， 4 文字目， 6 文字目， 8 文字目及び 9 文字目				
		2	② 2 頁 8 行目ないし 8 頁 2 行目（項番を除く。）	○		○	なし
20	聴取書③	2	① 1 頁不開示部分	○			なし
		6	2 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 12 文字目， 13 文字目， 16 文字目及び 17 文字目並びに 6 行目 3 文字目， 4 文字目， 6 文字目， 8 文字目及び 9 文字目				
		2	② 2 頁 8 行目ないし 8 頁 7 行目（項番を除く。）	○		○	なし
21	報告書①	2	不開示部分全て（2 頁 1 行目	○		○	なし
		8	ないし 6 行目の様式部分を除く。）				
22	報告書②	2	不開示部分全て（2 頁 1 行目	○		○	なし
		9	ないし 6 行目の様式部分を除く。）				
23	報告書③	3	不開示部分全て（2 頁 1 行目	○		○	なし
		0	ないし 6 行目の様式部分を除く。）				
24	聴取書④	3	① 1 頁不開示部分	○			なし
		1	2 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 9 文字目， 10 文字				

			目, 12文字目, 13文字目, 16文字目及び17文字目並びに6行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目及び9文字目				
		3 2	②2頁8行目ないし12頁3行目(項番を除く。)	○		○	なし
2 5	聴取書⑤	3 3	①1頁不開示部分 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目及び17文字目並びに6行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目及び9文字目	○			なし
		3 4	②2頁8行目ないし7頁10行目(項番を除く。)	○		○	なし
2 6	健康保険による受診歴について(回答)	3 3 6	①2頁印影部分及び9頁印影部分 ②2頁担当者氏名部分, 7頁担当者氏名部分及び9頁担当者氏名部分		○		なし
2 7	主治医意見書	3 3 8	①2頁印影部分及び5頁印影部分 ②5頁「3発病時期について」3行目7文字目ないし6行目最終文字	○		○	なし
2 8	電話聴取書②	3 9	①1頁不開示部分 2頁「受信年月日」欄, 「職名・氏名」欄及び「電話番号」欄の不開示部分 3頁「発信年月日」欄, 「事業所・病院等」欄及び「職・氏名」欄の不開示部分	○			なし

		4 0	② 2 頁「件名」欄の不開示部分及び聴取内容の不開示部分（「当職」の記載を除く。） 3 頁聴取内容の記載全て	○		○	なし
2 9	賃金台帳	—	なし	—	—	—	—
3 0	追加支払 内訳	—	なし	—	—	—	—
3 1	出勤簿	—	なし	—	—	—	—
3 2	待機表	—	なし	—	—	—	—
3 3	K Y 活動 記録	4 1	不開示部分全て		○	○	なし
3 4	作業班別 表	4 2	不開示部分全て		○	○	なし
3 5	A R S 書 式見本	4 3	不開示部分全て		○	○	なし
3 6	A R S 時 刻追記の K Y 活 動 記録	4 4	不開示部分全て		○	○	なし
3 7	カラス作 業, A R S, 当署 転記分	4 5	不開示部分全て		○	○	なし
3 8	就業規則 等	—	なし	—	—	—	—